

2015 年度 藤岡ゼミ研究報告会

目次

- 6次産業の担い手は誰か (西島英範) P02
- 広告が経済に与える影響について ～広告から見る社会の変化～ (矢田瑞希) P04
- 現代社会における公教育の在り方に関する研究 (秋山史絵) P07
- 「幸福」に関する理論の問題の所在の検討 (西澤良亮) P09
- 幸福経済学 ～アマルティア・センの理論とその可能性～ (矢木敏樹) P11
- 食品安全問題の社会科学的考察 (伊藤公一) P14
- フィンテックの概要と展望 (森岡祐弥) P17
- 外国人労働者の受け入れ —技能実習制度の現状— (田村穂) P20
- 社会組織との関わりから見た災害ボランティアの発展 (笹野由梨香) P23
- コミュニティの活性化に向けた地域通貨の有効性 (松村知紀) P26
- 現代における地域通貨の意味 (松尾陽平) P28
- 介護保険制度は持続可能か —制度崩壊の瀬戸際で— (荒井麗那) P30
- 地方鉄道のあり方と神戸電鉄粟生線の維持可能性 (寺田然有) P32
- 高速道路の必要性 (今井裕太) P35
- フェアトレードの現状と課題 (保田奏美) P37
- 市民参加型都市再生プログラム「社会都市(Soziale Stadt)」について (木村周平) P39
- 日本における母子世帯の貧困問題と課題 (王春艶) P41
- 在留管理制度と市民性教育の現状～在留外国人に何を提供するか～ (榎本佳代子) P44

6次産業の担い手は誰か

西島英範

本論文で明らかにしたいことは日本のこれからの農業をだれが担っていくかということである。グローバル化により世界との距離が小さくなり、さらに日本人の食生活も戦後から現在にかけての約半世紀の間で大きく変わり、経済成長により産業の構造も変化していった。その変化の中で農業は衰退の道をたどっているが、内閣の方針にもなっている地方創生や地域振興といった課題と農業問題は切り離せないと考える。農業衰退の解決策として、この論文では1次産業・2次産業・3次産業を統合化しバリューチェーンを構築し付加価値を高める6次産業が必要と考え、農業協同組合がそのプロデューサーに適任ではないかという問題提起のもと日本の農業の現状、実際の取り組みを例にして推察する。

<第1章>農業・農家を取り巻く現状

農林水産省の統計データを参考にして、戦後から現在にかけての50年間の農業の変化をみることで農家数が3分の1にまで減少していることや、農業就業者が5分の1になっていることが分かるが、この原因は農業が儲からないところからきていると考えられる。農林水産省の農業経済調査を利用して農家の現状を所得の面から見ると2014年の農家の総所得における農業所得の割合は約26%と農業だけでは生計を立てていくのが厳しいことが分かる。その原因は日本の農家の規模が小さいことにあり、小規模零細農家の所得増加の6次産業化の例として神奈川県秦野市におけるJAの取り組み（ファーマーズマーケット）を取り上げる。

<第2章>日本農業の特徴

日本には小規模零細農家が多いが、その原因は戦後の農地改革であり、それが現在の農業において色濃く残っている。農家数自体は減少しているが、経営耕地規模別農家の割合で2ha未満の農家は約8割と戦後からあまり変化していない。一方北海道の農業は都府県とは大きく異なっており、経営規模が段違いに大きく収入も都府県に比べ遥かに高い。しかし、北海道においても農業従事者の高齢化や、後継者不足によって離農に歯止めはかかっている。農業を魅力あるものにする為にも北海道にも6次産業化が必要であり、その例として経営者自ら6次産業化に成功した高橋牧場と中札

内村の JA による 6 次産業化の取り組みについて触れる。

<第 3 章> 農産物の販売

戦後から現在にかけての食の欧米化や自給率の低下により、日本は大量に農産物を輸入しており、その額は 2014 年度には 6 兆円を超えている。農業衰退の原因として、安価な外国産の流入があるが、高い関税がかけられているはずのコメを作る農家も取引価格の低下により作っても儲からない現状がある。日本の農家の中で最も大きな割合を占めるのがコメ農家であり、日本の農業を考えると、まずコメ農家を考えなければならぬとも考えられる。コメ農家の 6 次産業化の例として兵庫県豊岡市の無農薬・減農薬によるコウノトリを育む農法を官民一体で行っているコウノトリプロジェクトを取り上げる。

<第 4 章>

6 次産業化の例を取り上げてきたが、どの事業においても多額の資金が必要となっており、その多くを政府の補助金あるいは JA から得ていた。資金面やノウハウのことを考えると、6 次産業化において農協がプロデューサーに適任ではないかと考えられるが、農協内部や、農家の為の協同組合であるはずの農協と農家との間にも様々な問題が存在する。農協否定派の山下一仁と肯定派の太田原高昭の双方からの意見を見ることで農家と農協は協力し 6 次産業化を進めていくことが可能かを考える。

<終章>

6 次産業化においては多額の資金が必要なことが大前提としてある。政府系の補助金も存在するが、申請条件として農業法人化など、零細小規模の家族経営が多い日本の農家にとっては難しい条件のように感じられ、官民による地域一帯となった取り組み支援が行われている場所も限られてくる為、一番現実的であると考えられるのはノウハウと資金の両方をもつ JA 主導による 6 次産業化である。しかし、農協に内在する問題が多くあり、農家の為の農協であるのかが不明瞭であるため、その代案として現実的ではないが、大学主導による 6 次産業化を提案する。

広告が経済に与える影響について ～広告から見る社会の変化～

矢田瑞希

序章

ポール＝クルーグマンによると、ミクロ経済学とは、「人々がどのように意思決定するか、そしてそれらの決定がどのように相互作用するかを研究する学問である」。ミクロ経済学の基礎として最初に学ぶモデルは、演繹的に私たちの消費活動を表しているが、日々の消費活動を振り返り、帰納的に考えた際、果たして個人の消費活動はモデル通りであるか。またとりわけ、個人がいつでもどこでも情報を得ることができる昔とは格段に異なる現代社会において、過去の社会の中で生きていた先任が築き上げてきたモデルを前提に、消費活動を考えるのは限界なのではないだろうか。私は人々に情報を提供するという機能を持つ広告こそ「人々がどのように意思決定するか」に大きな影響を与えていると考える。広告は、単なる情報提供ツールであるだけでなく、企業と顧客のコミュニケーションツールでもあるという点から、消費者の意思決定だけでなくそれによる生産者側の意思決定、つまるところ、「意思決定がどのように相互作用するか」にも大きな影響を与えていると考える。この度の研究では、広告がミクロ経済にどれほどの影響をどのように与えているのかについて明らかにしていく意向であるが、まずその前に、今回の3回生論文において「広告」というものの正体を整理する。

第1章 広告とは何か

一言に広告といっても私たちの身の回りには、広告「らしき」ものがたくさんある。実際、今日では「広告」という言葉は幅広い意味を持つようになってきている。そこで、本章において「広告」とは一体何なのかについて定義・分類・機能ごとに述べていく。まず、広告の定義はたくさん存在しているが、そこには共通する要素があり、それは、①識別可能な広告主であること（主体）②特定のターゲットに向けられていること（対象）③意図が明確であること（目的）④メッセージが明確であること（表現）⑤有料かつ非人的掲示であること（媒体）である。また、これらの要素は広告を分類する際にも用いることができ、①主体別②対象別③目的別④表現別⑤媒体別に分けることができる。本論文においてはこの分類法を用いて以下の話を進めている。そして、広告には、経済的機能、社会的機能、文化的機能といった社会全体に影響を与え

るマクロ的機能と、販売促進機能、コミュニケーション機能、ブランド構築機能といったミクロ的な機能がある。これらの定義やその要素、分類、機能というのは、過去がそうであったように、時代の変化と共に変化していく可能性があるのだ。

第2章 広告の歴史

今日残されている世界最古の広告は、紀元前 1000 年頃に古代エジプトの首都テーベの街に貼られていた、パピルス紙に書かれたチラシ広告とされており、この広告は第 1 章で述べた定義の要素を満たしたものであった。このように広告には長い歴史がある。広告の歴史を第 1 章の分類方法に則り、⑤媒体別に見てみると、1445 年ドイツで金属活字が発明され、日本では 1862 年に初めての新聞、1867 年に初めての雑誌、つまり印刷媒体の広告が発行された。戦後になると、1951 年ラジオ放送が、1953 年テレビ放送が始まり、電波放送が主流となっていった。このように「媒体別」に広告の歴史を見ると、人々の生活スタイルの変化も見てとることができる。次に、①主体別分類に則り、広告主の変遷を見ると、印刷媒体が主流である明治時代には学校や書籍の広告、また大正時代には化粧品広告が上位を占めており、戦後の昭和時代には、化粧品・トイレタリー、そして電波放送が主流となった高度経済成長期には、家電・AV 機器が 1 位の広告主であった。このように「主体別」で広告を見るとその時代に勢いのある業種を垣間見ることができる。また、本章では、日本の広告費用の変遷というマクロ的視点でも広告を振り返り、高度経済成長期には GDP に比例して広告費用も急激に成長していた。そして近年では、2002 年より広告費用は減少気味ではあったが 2014 年、6 年ぶりに 6 兆円を上回った。広告費用に変動があるものも、日本の広告費用は GDP の 1%強を常に占めており、この比率は 20 年間変わっていない。

第3章 近年における広告分析

第 2 章にて「広告主別」に広告を見るとその時代に勢いのある業種がわかると述べたが、媒体別業種広告を分析してみると例外が見える。なぜなら、広告主は媒体の特徴を理解して自分たちにとって効果のある媒体を重心において広告しているため、業種によって媒体の配分は異なるし、それに伴って広告費用も異なるからである。また、長い間、広告媒体の 50%はマスコミ 4 媒体である、新聞、雑誌、テレビ、ラジオであり、中でも、テレビが占める割合は高度経済成長期以降大きくなっていったが、近年で

は新たな広告としてインターネット広告が台頭してきている。インターネット広告には様々な手法があり、また現在もなお増えている。そして同時にインターネット利用者数も急激に増えていることから、インターネット広告は今後も右肩下がりが続けていくだろう。

第4章 広告の課題 ~権利と広告~

広告が変化しているということは、それに伴って社会課題も変化していると言えるであろう。ここでは権利の課題について述べている。戦後には、戦時中発言が規制されていたメディアの表現の自由が認められた。それに伴いその受け手である消費者の権利も誕生するようになった。これまで注目されていた権利に関する課題は主に、広告主・メディア側の表現の自由による、不正表示や虚偽・誇大広告の問題と、それを受ける消費者の保護や教育に関するものであった。しかし、第3章でみたとおり、人々の生活の変化とともに、広告も急激に変化しており、現代のインターネット社会において、表現の自由などもうたわれる余地はなく、逆に、どんなものでも自由に発信できるといった点において、著作権の侵害はもちろん、肖像権やまたプライバシー権の侵害といった新しい権利の侵害の可能性に注目するべきであろう。

終章

広告には長い歴史があり、日本のGDPと関連している点や媒体別に見ると人々の生活、主体別に見ると勢いのある業種を知ることができるよう、私たちの生活に非常に密接しており、また同時に時代の変化とともに姿はもちろん、その定義やそれに伴って発生する課題、規制までもが変化していくのだ。

現代社会における公教育の在り方に関する研究

秋山史絵

【序章】

本論文で私が明らかにしたいことは、現在の経済中心の社会において公教育はどのように位置づけられていて、そのような社会において公教育はどう有効に機能すべきであるか、ということである。なぜならこの「公教育」に対する認識を現代社会に生きる人々が振り返り、その上で公教育が抱え込まざるを得ない問題を意識するべきだと感じたからである。本章では、公教育とは何であり現在の日本では一般的にどうあるべきだと考えられているのかを述べ、さらに教育経済学の代表的な考え方である人的資本論とシグナリング理論を紹介している。また、ある論文をもとに教育に関する考え方は様々であることを挙げ、問題提起とする。

【第1章】 トマ・ピケティ「21世紀の資本」

本章では、トマ・ピケティが「21世紀の資本」で述べている「格差」というテーマで教育にアプローチする。まずこの本の主題であり資本主義の矛盾である「 $r > g$ 」とは、資本収益率が国民所得成長率を上回ることを示している。つまり、過去に蓄積された富が現在の賃金をはるかに上回るペースで成長していき、格差の拡大につながるということだ。教育という観点から見ると、これは高等教育の格差が原因であるということが米国の例から分かり、特に象徴的なのはスーパーエリートの実現である。ピケティは、教育格差の是正によって経済格差の是正を実現させるということは第一に言わず、教育は、人類の文明の発展のために行われるべきであると述べている。

【第2章】 桜井哲夫「近代の意味」

本章では、「近代の意味」をもとに、桜井哲夫の述べる「近代」とはどのようなものであるか、近代の中で教育とは一体何であったのかを紹介している。「近代」という波にのまれて、我々は一見すると平等な感じがする社会で生き、教育を受けている。しかし、それは均質化という罠にはまることにもなりうるし、実際そうなのではないか、と筆者は述べている。生活を豊かにするために必要以上の発展を遂げている近代の社会では、何事も競争させることによってスピード化をはかっていることが諸問題の原因である。

【第3章】 田中耕太郎「教育基本法の理論」

本章では、「教育基本法の理論」をもとに、田中耕太郎の述べる教育の目的についてまとめ、教育がどのように施されるべきであるのか、また全体を俯瞰して実際に経済成長の枠組みの中に教育を組み込んでいる行政という立場からどのように教育を位置づけるべきか考える。教育の目的は、人格の完成であり、そのために教育は行われるべきである。そのために、被教育者が教育に盲従するのではなく、被教育者の声ひいては教育の目的によく注目することで、教育にとって本当に必要な要素を吸い上げ、行政の中に位置づけるべきである。

【終章】

先行研究によって、教育は長期的な視点で見るときわめて重要な賃金決定要因であるので、高等教育への十分な投資が必要であること、また、単なる均質化ではなく真の意味で平等な公教育の実施を実現するためには、今一度教育の目的へ立ち返るべきであり、我々も公教育が抱える問題を常に意識しておくべきだということが分かった。我々人間の目的は決して経済の目的ではないし、教育の目的が人間の目的たるべきだと考えた。また、格差や平等という概念を簡単に切り捨てたり持ちあげたりせずに慎重に扱うことで、本当に必要な教育は何でありどのように実施されるべきか考えていくことが今後の課題である。

「幸福」に関する理論の問題の所在の検討

西澤良亮

経済社会と言えるものが誕生してから、あるいはそれよりも以前から今日に至るまで人を「平等」や「幸福」に導くために生み出された理論が数多く生み出されてきた。しかし、現在の世界に不平等が存在することは明らかであり、これからも拡大していくことが予想される。ここで、私は数多くの理論が存在するにも関わらず不平等が存在する理由として、理論が完成してから実践されるまでの間に何らかの問題が存在するのではないかと考えた。①理論が「不平等」を是正し人びとを「幸福」へ導くという点において問題が存在する、②理論を実際に政策などといった現実の世界へ適用する点において障壁が存在するという2つの仮説を立て、世界に大きな影響を与えたとされる3つの理論、ベンサム、ミルによる功利主義論、ロールズの正義論、センの潜在能力アプローチについて検討することにした。

第一章では、長い間物事の価値判断の基準として受け入れられてきたベンサム、及びミルによる功利主義論について検討した。人間は苦痛と快楽を行動の基準にしており、人びとの快楽から苦痛を差し引いた総量を最大化する「最大多数の最大幸福」を目的とするのがベンサムの功利主義である。それに、ミルが快楽の量のみならず質にも気を配るべきであるという点や、隣人愛に基づく他者への危害の禁止や自己犠牲こそが道徳性の中で最も高い徳であるという点を追加して修正したものがミルの功利主義論である。この功利主義論について仮説を検討する。①について、ベンサムの功利主義論では、「最大多数の最大幸福」のために少数が犠牲になることが正当化される可能性があるため問題があるが、ミルの修正によってこの問題は克服されたと考えられる。次に②についてであるが、ミルは功利主義の理想を実現するためには社会全体の幸福の追求が自らの幸福の追求に繋がっているという教育を行うこととしているが、現在の日本では社会の幸福に直接関係していると思われる友人や家族を幸福で重視する事項において人は多くはなく、十分な教育が行われていない可能性があるとして、②について問題があると考えられる。

第二章では、功利主義に異を唱える形で生み出された理論であるロールズの正義論について検討している。ロールズは幸福を実現するためには何が正義で何が不正義かを定める人間同士の秩序だった連合体の基本憲章を制定することだとしている。そのために、ロールズは「原初状態」という「誰も社会における自分の境遇、階級上の地

位や社会的身分について知らないばかりでなく、持って生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知らない」「無知のヴェール」に覆われた仮想的な状態において決定される原理が正義の二原理であるとし、この原理が正不正を判断する基準になると主張した。正義の二原理の第一原理で基本的諸自由を保証し、第二原理の後半で機会均等を、前半で不平等が許されるのは最も不遇な人びとが最大の便益を得られる場合だけであるという格差原理を主張している。ロールズは最も不遇な人を判断するために社会的基本財という合理的な人間であれば誰もが欲するものの概念が必要であるとした。続いて仮説①の検討についてだが、ロールズの正義論が適用されるのは社会の構成員のみであり、ロールズが社会の構成員の外とする障害者は排除されている。これは明らかに不平等であり、障害者を幸福に導くことは難しいであろう。よって①に問題が存在すると考えられる。次に②についてであるが、障害者の排除を前提としていたロールズの正義論とその排除を許さない現実とのギャップが存在したと考えれば②についても問題があると考えられ、①と②の区別は非常に曖昧であることがわかった。

第三章では、ロールズの正義論に代わる新しい理論としてセンが提案した潜在能力アプローチについて検討した。社会における人の立場を評価するためにはその人の実際の成果だけでなく、それを達成するための自由、すなわち潜在能力も重視すべきだとした。ロールズの基本財の概念では人が財を効用に変換する際の多様性が無視されてしまうが、潜在能力アプローチならば財を変換する能力が低い人びとも適切に評価ができることとされる。この理論の仮説①についての検討だが、センはある人の潜在能力が低くなっている場合にはそれを是正するような適切な援助を行うべきだとしており、この理論は不平等を是正し人びとを幸福に導くのにかなっていると考えられる。②については、潜在能力を計測することが困難であるといった技術的な課題以外の問題点は概ね存在せず、②についても問題となる部分は存在しないと考えられる。

終章では、私が今までに行った仮説では問題の所在を明らかにすることができず、2点の区別も曖昧なものであったため以下の新しい仮説を立て、それぞれの理論について検討した。①なんらかの変数に対して平等を求めているか、②すべての人びとにとって受け容れ可能なものであるか③重視している変数について価値を適切に測ることは可能か。今後の課題として前述の3点の仮説の妥当性を調べ、今後の幸福についての理論の評価基準を示すこととした。

幸福経済学 ～アマルティア・センの理論とその可能性～

矢木敏樹

はじめに

「イースタリン・パラドックスはなぜ起こるのか。」や、「なぜ、現実では所得の再分配が正当化されるのか。」「人間は結果だけでなく、プロセスの効用も得ているのではないか、また、そもそも人間は効用を本当に最大化すべきなのだろうか。」といった疑問を持った私は、幸福経済学という分野の存在を知り、その研究を始めた。そして、私はアマルティア・センという経済学者の存在を知った。彼の理論のキーワードとして、自由や平等、非金銭的価値、功利主義への批判に関するものなどがあることを知り、私のやりたい研究に関する知見が得られるだろうと感じた。そして、テキストや論文を通して彼の理論の理解に努め、最終的に社会保障や障害者問題に焦点を当て、今回の論文を作成した。

第1章 アマルティア・センの理論の基礎

この章では、アマルティア・センの理論の基礎である、「潜在能力アプローチ」や「エージェンシー」について紹介する。

まずは「潜在能力アプローチ」について紹介する。潜在能力とは、福祉的自由と言い換えることができ、「機能」の集合または、基本能力の豊かさのことである。そして、それは客観的かつ絶対的なものである。ここでいう「機能」とは、人間の基本活動のことを意味する。「機能」に含まれる重要なものには、十分な栄養状態、健康、幸福、自尊心、社会生活への参加等、基本的なものから複雑なものまで多岐にわたっている。公共政策や開発政策の目標は、人間の自由であり、主体的に選択できる「生き方の幅」(潜在能力)を広げることである。善き生を実現するのに大切なのは、個人が持つ基本財などの資源や成果(効用)より、むしろ、それらを使って、どれだけ自由に自らの福祉を達成できるかである。

次に、「エージェンシー」について述べる。それは、人は自分自身の福祉を向上させること以外の目標も持ち、自らの福祉を犠牲にしてでも、他者のために努力をすることである。

第2章 センの諸理論

この章では、自由に対するセンの考えや、「リベラル・パラドックス」とその解決策、ロールズの正義論に対するセンの批判など、潜在能力アプローチが基底にある、センの諸理論を紹介する。

まずは、センの自由に対する考えを紹介する。自由とは、本人が価値を置く生を生きられる自由であり、そのためには様々な制度が必要になってくる。自由が権利として公的に認められれば、社会はその自由を保障しなければならない(義務の発生)。広範囲の匿名の見知らぬ他者との間で資源移転を通じて、権利として保障すべき自由とは、福祉的自由(潜在能力)であり、センは、選択しうる多様な選択の中から、公的発言にふさわしいものの選択を促す公共的熟議を民主主義に取り入れていくべきであると主張する。

次に、「リベラル・パラドックス」とその解決策について述べる。センは、個人の自由な選択を認める「リベラリズム」と、全員一致の選好を社会的決定とする「パレート原理」とは両立しないことを示す「リベラル・パラドックス」というモデルを作った。しかし、センはこれを悲観的な結果とはとらえず、人々が社会的要求を果たす際にきちんと識別、精査することが不可欠であるという道理ある要求だととらえ、個人の選好や社会的選好に至る過程での、情報交換や意見交換、討論などが不可欠になるであろうと述べる。

最後に、ロールズの正義の二原理と正義の3つの軸を紹介し、ロールズに対するセンの批判を見る。ロールズはまず、第一原理と第二原理において、「政治的自由を含む基本的自由が個人間で平等に配分されること」、および「同じ能力と技能をもつ人々は同じ人生の機会を持つべきであること」、そして機会や所得などの面で社会的に改善がなされる場合には、最も不遇な人が最大限に改善されるべきとする「マキシミン原理」を主張している。それに対して、センは「同じ能力と技能がなければ、同じ人生の機会を持つてはいけないのか」という疑問のもと、ロールズを批判する。

第3章 社会保障や障害者問題への展望

この章では、センの人間観を示し、社会保障や障害者問題への解決策を模索する。

諸個人の自由の充実、社会制度の所産であるという事実があり、くわえて社会にとって最も価値のあることである。したがって、社会的コミットメントとしての個人の自由は保障されなければならない。社会的コミットメントとしての個人の自由とは

社会的に保障されるべき積極的かつ消極的な個人の自由のことである。「強い普遍主義的な想定」に支えられた、人間には「異なる文化的背景を持つ異なる人々が共通の価値を持ち、共通の見解に合意する能力」があるという人間観を持つ。すなわち、人間にとって基本的な潜在能力を構成する生き方・あり方の範囲について、人々は共通する認識を持ち、よって合意することができる。我々には他者の生活に思いを致す能力がある。われわれの責任の意識は必ずしも、自分自身の行動が他者に引き起こしたかもしれない苦痛にだけ関係するものではない。個人は自分の福祉について考えるのと同じように他人のそれについても考える必要がある。人々が価値を認める生き方に、基本的潜在能力を欠いている他者を助けるという生き方が普遍的に含まれるならば、基本的潜在能力を欠いた他者を社会的に放置することは、諸個人が価値を認める生き方を無視することになる。こういった人間観があれば、社会保障や障害者問題の解決に少しでもつながるだろう。

結論

センの述べる福祉的自由の平等を達成するために必要となってくるのが、政府の役割や民主主義の機能、環境の整備といった外的要因であると、私は考える。そして、非金銭価値にも重点を置いた社会保障制度が必要になるだろう。また、人間は本来、他者のための努力や他者の善から幸福感を感じるべき存在だとするセンの人間観は、社会保障や障害者問題など、日本が抱える様々な問題の解決への糸口を与えてくれるのではないか。

食品安全問題の社会科学的考察

伊藤公一

序章

現代の日本社会では食品の安全性について何らかの不安を抱えている人がほとんどである。メディアからは、体にいい食べ物、悪い食べ物など健康や安全に関する様々な情報が流されており情報が溢れかえっている。最近では、BSE 問題をはじめとして、食品の表示偽装、輸入食品のずさんな管理、加工食品への異物混入など様々な食に関する事件が発生していて、消費者の食に関する不安は年々高まっている。政府や専門家はこのような問題の要因を、消費者の基礎的な知識や経験不足をあげているが、知識とはどこまでの範囲を指すかや、そもそも食の安全は国や企業によって守られているのか、我々消費者は十分な情報を持っていないため判断がつきにくく、不安が高まっていると思われる。本稿ではこのような食品安全問題に対して社会科学的な視点から俯瞰して問題の本質を考察することを目標とする。

第一章 日本の食構造の変化

日本の食生活は、戦後の貧困や高度経済成長期を経て大きく変化してきた。量的には供給熱量の増加を見せ、質的には欧米の食品を取り入れ食生活を洋風化するという変化を見せた。食料自給率に関しては戦後一貫して低下の一途をたどっており、同時に食品の輸入が進んだ。その背景として、調理済み食品や外食が家庭内調理による食事に代替することを指す「食の外部化」が進行していて、今後も単身世帯や高齢者世帯の増加が見込まれることから「食の外部化」は進展し続けることが予測されている。

第二章 食品安全行政の国際比較

いくつかの先進国は食品の安全を守る基本的な枠組みとして「リスク分析」という手法を取り入れている。リスク分析とは、国民に危害を与えるような食品の事故が起きてから回収と改善を行うような事後的な後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするプロセスである。リスク分析は食品が健康に及ぼす影響を測るリスク評価と、その結果に基づいて規制等の措置を行うリスク管理と、それらを行う機関だけでなく生産者や流通業者、消費者などすべての関係者が情報や意見を交換するリスクコミュニケーション、という三要素からなる。

日本では、大きな食品事故や事件が起きるたびに政府が対策をとるという事後的な行政対応が採られており現在ではリスク分析の手法が採られ食品事故による被害者は少なくなってきたが、問題点も指摘されており改善の余地がある。それに対し EU は食品安全の先進国であり、数多くのプロセスを経て食品安全体制を築いている。世界随一の輸出大国であるアメリカは、今まで出来上がった製品をチェックによって安全を確認することが基本であったが、最近になって予防的な観点からの対策が採られるようになったことから、トレーサビリティや予防的なリスク管理においては日本や EU に後れをとっている。

第三章 食品安全問題の社会科学的視点

食品の摂取が原因でおきた事故によって命を落とした人の数は格段に減ってきているが、むしろ近年消費者の食品安全性に対する不安感が高まってきているのはなぜだろうか。その背景には、消費者は目の前の食品にどのようなものが入っていて誰の手が加わっているかわからない、という情報の非対称性、また生産、加工、流通の過程でその間の危害を生産者は予測できないという不確実性の問題があげられる。また「食の安全・安心」と一言に語られることが多いが、安全と安心は切り離して考えなければならぬ。食品安全政策は、科学によって客観的に明らかにされる「安全度」を高めているのか、個人の主観的な尺度である「安心」を高めているのか、ということを考えて行われなければならない。

このような特徴をもつ食品安全問題に対して、経済学は以下のアプローチが考えられる。①消費者がいかに最適にリスクを評価し軽減する行動をとりうるかを分析するリスクコミュニケーションの分野、②費用便益分析や経営学的視座によって分析をおこなうトレーサビリティと認証制度の分析、③多岐にわたるサプライチェーンを経済モデルに統合すること、④国際貿易上の安全管理で費用と便益をどのように分配するか分析、である。

おわりに

食品安全問題の経済学的アプローチは比較的歴史が浅く、新たな研究領域が示されてきている。私は、日本の食品安全問題はリスクコミュニケーションが適切に行われていないことが重大な問題だと考えるので、今後は安全を提供する行政と享受する消

費者だけでなく、その他の組織の存在も考慮して研究を進めていきたい。

また本稿では、食の外部化が進展し、情報の不完全性が生まれ不安が増大したことを見てきたが、食の外部化が進んだからこそ、稲刈りをせずともお米を手にすることができ、漁をして捌かなくても魚を食べることができる。そのような食品に内在するメリットを享受し代償としてリスクを負っていることを自覚して、私たちは何を食べてそこからどんな楽しみを得るのかを自ら判断し行動することが、今後重要であると考えている。

フィンテックの概要と展望

森岡祐弥

フィンテックとはファイナンス(金融)とテクノロジーを組み合わせた造語である。具体的には最新の IT 技術を使った新しい金融サービスを指す。金融のみならず、教育、広告、医療など様々な分野で情報技術の応用が進められており、～tech という言葉が流行している。現在ホットなワードであるフィンテックがいったいなぜ盛り上がりを見せているのか。どのような可能性、問題点を持っており、そして今後どのようなトレンドを描くのかを見ていく。

はじめにでは、まず金融とは何かを簡単に紹介している。資金を必要とする個人、企業(借り手)が国、企業、投資家(貸し手)から直接資金を融通する直接金融や貸し手(ここでは預金者)と借り手(企業、国)の間を銀行が仲介して、資金を融通する間接金融の違いについて述べた後、そのハイブリット型である投資信託の特徴を示した。また直接、間接に関係なく金融には二大原則が存在する。信用に応じて変化するリスク・リターンの原則やお金の時間価値のふたつである。前者はリスクとリターンは表裏一体であるということである。リスクが大きなものほどリターンが大きく(ハイリスク・ハイリターン)、リスクが小さいものほどリターンが小さい(ローリスク・ローリターン)。リスク・リターンを決定するのは投資対象の信用であり、金融機関は与信管理を徹底して貸し倒れが起こらないようにしている。後者は、お金の価値は、おのお金をいつ受け取るかで変わるということである。お金の価値には将来価値(=FV)と現在価値(=PV)という考え方があり、複利計算を基にして考えられる。

第1章では、フィンテックという言葉の指し示す内容が時代によって変わってきていることを具体的な時代区分とともに紹介している。ver.1 は電信電話技術をベースとしたフィンテック、ver.2 はインターネット技術をベースとしたフィンテック、ver.3 はネットベンチャー企業を中心となってイノベーションを起こすフィンテックである。フィンテックはいかにテクノロジーの進歩と密接にかかわっているのかということを示している。

第2章では、従来の伝統的金融機関と新興フィンテックベンチャー企業にどのような違いがあるのかを記している。前者は法人、長い歴史から得られた信用をアドバンテージとしているのに対して、後者はインターネット技術を用いて、比較的個人に新

しいサービスを提供しているところにユニークさがある。具体的な事例は国内のフィンテックベンチャーの代表格であるマネーフォワードと世界最大のソーシャルネットワークサービス提供企業である Facebook について紹介している。マネーフォワードは家計簿アプリ・ソフトを提供する会社として有名である。預金している金融機関や証券会社、クレジット会社、各種のポイントなどをあらかじめ登録しておく、一定期間ごとに自動的に情報を取得し、一括で管理することができる。Facebook は、メッセージアプリに送金機能を搭載したことが話題になった。フェイスブックは膨大な数の利用者をつながる IT 企業であり、これらのサイト利用者は、1つの銀行に比べ桁違いに多い。従って、もしサイトから送金できるサービスが普及するようになれば、銀行より便利な窓口が現れるということであり、顧客との関係を強みとする銀行にとって、顧客との接点を奪われるという危険性がある。

第3章では、国によるフィンテックについての規制の違いについて記している。ベンチャー企業を多く輩出するアメリカの柔軟な時代に即した法律の変更や、イギリスの金融産業を国のメイン産業にしようと試みを記している。一方、日本はフィンテック分野で遅れているが、銀行法改正案が通常国会に提出されるなどフィンテック先進国に追いつくような姿勢を見せている。

第4章では、スクエアとレンディングクラブなどの具体的な企業のパフォーマンスの分析を通してフィンテックが現状どう言った形で市場に受け入れられているのかということを見ている。スクエアは簡単、安全、小型なカード読み取り端末を提供する会社である。カフェなど主に200万社以上の中小企業向けにスマホを使った決済サービスを提供し、市場を開拓してきた。しかし、IPO 以後株価は下がり続け、厳しい状況が続いている。その背景にあるのが赤字の拡大である。売り上げの伸びは鈍化しており、顧客防衛とサービス拡充のため開発費がかさんでいることが足かせとなっている。レンディングクラブはお金を借りたい人と貸したい投資家をネットを介して結びつける事業(融資型クラウドファンディング or P2P レンディング)で成功し、仲介した融資額は1兆円を超した(2015年7月時)。しかし、信用の低い顧客層が多いことや、中央銀行の利上げ観測によって投資資金が引き上げる現象が起きている。

終わりにでは、今まで見てきたフィンテックの特徴を3つにまとめて説明している。フィンテック企業が提供するサービスは低価格であり、モバイルをベースとしており、金融機関の非中央化を促進しているという三つを中心に記している。低価格について

は、人件費の削減が貢献する所が大きい。今まで銀行マンや証券マンに任されていた業務をテクノロジーが代行するのだ。その他にも、ネット証券登場による証券購入手数料の低下や、クラウドサービス導入による会計・税関連の事務費の削減、ATMの登場による銀行窓口維持にかかるコストの低減、など人が担ってきた仕事をコンピューターが代わりに担うことでますます金融サービスが低下していくことが予想される。次にモバイル化について、これは金融サービスがスマートフォンを介して提供されることを意味する。送金に当たって銀行のサービスは一切使われずに、スマホのみを介して取引が行われる。このように、銀行のリテール業務が実店舗で提供されるものからスマートフォンの画面に置き換わることをモバイル化という。最後に、金融機関の非中央化である。P2Pレンディングプラットフォームのように、インターネット上の融資プラットフォームが登場することによって、金融市場で大きな力を持っていた金融機関はその存在感を低下させる。

外国人労働者の受け入れ —技能実習制度の現状—

田村穂

今日の日本において少子高齢社会、人口減少は避けられない問題であり、それとともに起こるのが生産年齢人口の減少である。国策として外国人労働者を受け入れる。それは労働者の絶対数を増加させ、労働力不足に最も直接的に効果をもたらす方策である。世界でも類を見ない少子高齢社会の日本にとっていくらかのメリットがある。しかし、外国人の受け入れにはメリットだけではなく、デメリットも数多く存在する。現に、ドイツやフランスといった移民先進国の欧米諸国では、移民を受け入れたことによる問題が少なくない。制度が整っていない状況で外国人労働者を受け入れれば、欧米の二の舞になりかねない。本論文では、外国人労働者の受け入れ制度として「技能実習制度」に焦点を当てる。技能実習制度の現状を監理団体への訪問調査とアンケート調査をもとに、明らかにしていく。

第1章 外国人労働者の概況

この章では、日本の直面している問題を明らかにするとともに、外国人労働者、特に単純労働者の受け入れについて議論していく。

まず、日本が直面している問題として、人口減少に伴う人手不足である。国立社会保障・人口問題研究所の「将来の人口推計」によると、2060年に日本の人口は8,674万人まで減少する。人口が減少するとともに生産年齢人口も減少する。2014年10月の就労者数が6,390万人であるのに対し、2060年の生産年齢人口の推計は4,415万人である。つまり、生産年齢人口が全員労働したとしても労働者数は必ず減ってしまう。

その労働者数の減少を埋めるために外国人労働者の受け入れが議論される。特に、多くの問題点を抱えているのが、単純労働の外国人労働者の受け入れである。現在の入管法において、単純労働者の受け入れとされているのが、日系人である。日系人が抱えている問題として、社会保険の未加入が挙げられる。磐田市の調査では、なんらかの保険に加入している日系人はたった28.3%であった。その原因が、厚生年金に同時に加入しなければならない制度にあると考えられる。

最後に、ハロッド・モデルを利用し、単純労働者の受け入れの影響について、議論する。単純労働の外国人労働者の受け入れは、労働者数にプラスの影響を与えるが、労働生産性にマイナスの影響を与えるため、単純労働の外国人労働者の受け入れは、将来の日本のあるべき姿を真剣に考えたうえで議論する必要がある。

第2章 技能実習制度

この章では、技能実習制度の現状について、先行研究を用いながら、明らかにする。

実習生の属性は、低学歴の傾向が強く、特に女性では顕著であった。これは、高学歴の人より低学歴の人の方が、待遇に不満を抱きにくいからだと考えられる。実習生は、母国で実習と同じ職種に就いていることが求められているが、期間工のような有期雇用の人も多い。このことから、実際の実習生は、出稼ぎの一環として技能実習制度を利用している可能性が指摘されている。

JITCO の調査によると、2009 年度の実習生の基本給の平均は 12 万 2 千円であり、実際に支払われた賃金の平均は 14 万 3 千円となっている。2001 年の JITCO の『小規模事業者等における技能実習生受け入れ実態等の調査研究』によると、賃金の基準を決定する要因としては『地域の最低賃金』を基準に決定する企業が 51.3% と最も多く、日本人労働者や他の外国人労働者の賃金を考慮している企業は少ない。このことから、実習生は、低賃金労働者として扱われていることが明らかになった。橋本の論文においても「日本人従業員の人賃金が低いような低生産性企業・産業で 実習生等を活用する傾向がある」と述べられているように、技能実習制度は、低賃金労働の単純労働者の供給システムとして働いているのが現状である。

第3章 技能実習制度 監理団体への調査

この章では、監理団体への訪問調査とアンケート調査から技能実習制度の現状を明らかにする。

技能実習制度は、建て前と現実が乖離しており、単純労働者の供給システムとして機能しているのが現状である。単純労働者の需要は多くの分野で高まっており、今後も技能実習生は増加していくと考えられる。しかし、このままの制度で受け入れていくことは限界であり、制度の再構築が必要である。

現在の技能実習制度では、いくつもの問題点を抱えており、特に深刻なのが実習生の計画的失踪である。これは、技能実習制度の「国際貢献」という建て前と「単純労働者の供給システム」という現実の乖離によって生じている問題と言える。建て前と現実が乖離しすぎているため、制度が実習生、送り出し機関、監理団体、実習実施機関の4者の微妙なバランスの上に成り立っているのだ。そして、そのバランスが崩れているから、計画的な失踪に繋がっていると考えられる。

本論文の結論としては、技能実習制度は現状と制度があっておらず、制度の再構築

が必要である。さらに、今後、外国人労働者を受け入れていくのであれば、社会保険と厚生年金の同時加入の原則は撤廃する必要がある。

社会組織との関わりから見た災害ボランティアの発展

笹野由梨香

本稿の目的は、過去の災害でのボランティア活動の課題点を踏まえ、東日本大震災の現場でボランティアがどのように活動を行ったのかを述べる事で、今後のボランティア活動の在り方を考察する事である。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から、間もなく5年が経過しようとしている。災害大国と呼ばれる日本では、阪神・淡路大震災から東日本大震災迄の間にも中越・中越沖地震や数々の火山噴火、毎年拡大傾向を見せる台風被害等の多くの自然災害を経験してきた。地震活発期に入ったとされる現状の下では、首都直下型地震や南海大地震などの大災害の発生も懸念されている。これらのことから、誰もが災害による被災者になり得る可能性を持っているといえる。

私が災害ボランティア活動に関心を抱いたのは東日本大震災に対してのボランティア活動に参加したからである。過去16回岩手県を訪れ、主に陸前高田市、大船渡市でボランティア活動を行った。その際、社会福祉協議会(以下、社協)やNPO/NGO等の非営利活動法人(以下、NPO等)と一般ボランティアが効率的に関わりあい、被災住民に寄り添うことの大切さを感じた。しかし、後に本稿で明らかにするように、現在の災害現場でそれが達成されているとは言い難い。

故に、過去の災害ボランティア活動を振り返り、災害を機に結成されたボランティアがその後どのようにしてその活動を行っていくのかを考えることは、今後のボランティア活動が一層被災地の復旧・復興に大きな役割を果たすセクターになる為に必要不可欠であると考えられる。そのため、本稿では過去の震災時にボランティアと社会組織がどのように関わりを築いてきたかを論じる。

個々の災害において一般ボランティアと社協、NPO等、被災住民などの、一般ボランティアを取り巻く社会組織との関わりを示し、災害の現場でどのようにボランティア活動が行われているのかを明らかにする。それによって、今後の災害発生時に、ボランティア活動が支援をした個人と支援を受けた個人間の思い出として一過性を持つ活動になってしまうべき活動ではないことを示す。

第1章では日本のボランティア活動を取り巻く社会について考察を行った。NPO等と社協がどのような組織であるかをまとめた。また、市民のボランティア活動に対する社会意識が変化したことで以降災害時に大規模なボランティア活動が行われるよ

うになる基盤が出来ていたことがわかる。

第2章から第4章までは、その後発生した、阪神・淡路大震災、中越・中越沖地震、東日本大震災という3つの大災害時のボランティア活動をそれぞれの特色と共にまとめた。今回は、一般市民が行うボランティアを中心として、関わりを持つ被災住民、社協、NPO 等他ボランティア組織それぞれとの関わりごとに分類している。

阪神・淡路大震災の現場では、「ボランティア元年」と言われるほど、日本で初めての大規模なボランティア活動が行われた。初めてボランティアを行う・受け入れる組織がほとんどで、ボランティアも被災住民も社協も皆ボランティアをどのように有効な人的資源として活用すればよいかかわからず、独自に活動を行ったボランティアが問題を起こす事もあった。このことから、社協が一般ボランティアを受け入れ、現場に配置するシステムの構築とボランティアを統制する事の必要性が示された。

中越・中越沖地震では、経験ボランティアの存在によって、一般ボランティアの統率が取れるようになった。ボランティアが各被災現場に配置できるようになると、被災住民・地域がボランティアにどう接し、対応すればいいのか分からずにボランティアがうまく機能しない場合が起こる。そこから、ボランティア活動がスムーズに行われる為には、ボランティア側を行うだけではなく支援を受ける側の知識や経験も必要であることが示されている。

東日本大震災の現場では、社会福祉協議会と NPO 等がボランティアを受け入れる体制がおおむね完成され、被災現場に入る時にも、経験ボランティアが場を取り仕切ることで、住民とボランティアの間に生じる問題が軽減された。ここでは、東日本大震災の現場で多く見られるようになった学生ボランティアについても述べており、学生ボランティアが今後より活性化する為に、ボランティア支援室の設置や職員の配置が必要であることも示されている。災害ボランティア活動が長期化するにつれて、住民の日常生活に密接した活動を行い、住民の自立や新たな生活の支援を行う活動が必要とされることが分かった。

このように本稿を通して、今後のボランティア活動がより大きな力となって災害の復旧・復興を後押しする活動となる為のボランティア活動の可能性と問題点を示した。

しかし、本稿ではその関係性の中から現状と課題を探るに留まり、問題解決に繋がる具体的なシステムを提示するには至っていない。具体的なシステムの構築と社会体制を生み出し、現実には本稿で述べられるようなボランティア活動が行われるような社

会を創っていくために、さらなる研究が必要とされている。

コミュニティの活性化に向けた地域通貨の有効性

松村知紀

日本における地域通貨は 2000 年代前半に地域活性化やコミュニティ再生のツールとしてメディアに取り上げられ、ブームとなったが、その熱は徐々に冷めて行った。多くの論文が地域通貨の限界性を述べたり、市民運動としての結論で結んでいたりするが、果たしてその見解は正しいのであろうか。ブームが去った後もいくつかの地域通貨はコミュニティに根付き、継続されているものもある。また、東北地方では東日本大震災の復興のために地域通貨が導入され、現在もとりくみが続いている。本論文では地域通貨の本質を文献調査とインタビュー調査の手法で迫っていく。

第 2 章では地域通貨の発行方式、流通システム、発行主体別に分類し、その特徴を分析した。発行方式には、紙券、通帳、借用証書、チップ、オンラインなど様々な形があるが、紙券と通帳の 2 種類が全体の 7 割を占めている。紙券は取引が簡便であり、券にシンボリックなメッセージを載せることができるが、流通経路の補足や発行量の調整が難しいという短所がある。通帳は発行量を調整する必要がなく、取引経路がわかりやすいが、事務局の負担が大きく、モラルハザードが発生する可能性がある。流通システムには、円、時間、その他の財を基準にした 3 種類に大別される。「円」を基準にした地域通貨は一般的な商品券と似ているが、複数回流通できる点が大きく異なる。商工会や自治体が発行している場合が多い。「時間」を基準にした地域通貨は「お手伝い」をした時間を取引し、コミュニティ内の相互扶助を高める目的がある。「その他の財」は木材や生ごみなど、他のものと円を交換できる地域通貨である。また、「時間」と「円」の両方を基準にした地域通貨もある。地域通貨の発行主体は 2005 年を境に減少しているが、「円」や「円、時間」を基準にした地域通貨よりも、「時間」を基準にした地域通貨の方が減少率は高い。このため、「時間」を基準にした地域通貨はその継続性に問題があったといえる。

第 3 章では文献を調査し、貨幣や地域通貨の特徴を考察した。さらに、坂巻はこれまでの日本の地域通貨運動を冷やかに捉えている。貨幣は「価格」という表現により、「経済（社会）」に関わるあらゆるものの価値を一元的にしてしまう。貨幣によってつなげた経済（社会）にいる人々は、実は本来的には無価値である貨幣を価値のあるものとして受け入れている。ゲセルシャフトである「貨幣共同体」は価格以外の価値を捨象してしまう、脆い社会なのである、といえる。しかし、西部によれば地域通貨

は「経済的側面」だけでなく、「社会・文化的側面」も持つ「統合型コミュニケーション・メディア」ということができる。日本においては特に地域通貨の「社会・文化的側面」が強く主張され、「補完陰陽経済論」や「エコマネー」の思想を取り入れた、法定通貨に兌換されず、「時間」を基準にした地域通貨が流行った。しかし、この地域通貨は年を経るごとに減少していった。その理由としては「会員数が増えない」、「地域通貨が理解されない」といったものがあがったが、これらの課題の本質的な原因は、地域通貨の参加者に対して「共和主義的な義務感」を強いたためである。そもそもヴェルグルや LETS といった欧米由来の地域通貨は、深刻な経済的危機に対応するために生まれたものであり、「社会・文化的側面」は副次的に出てくるものなのだ。そのため、坂巻は「地域通貨は本来経済的側面が重視された通貨であり、地域通貨に参加するかしないのかは自由でなければならない」と唱えた。自由主義的に地域通貨への参加者を増やすには、わかりやすい交換価値を示す必要がある。

第4章では、先行研究を裏付けるためのインタビュー調査の結果をまとめた。神戸市の事例を1件、東北地方の事例を4件調査し、それぞれ、地域通貨導入の背景、地域通貨の流通システム、地域通貨の実施結果の3つのポイントに分けて記述した。調査した事例のなかで、現在も継続中の地域通貨にはどれも「経済的な利点があるため流通し、その結果として社会的・文化的効果が現れている」という共通の特徴がみられた。

第5章ではこれまでの章を振り返り、私なりの結論を示した。地域通貨は「法定通貨とは異なる、わかりやすい交換価値によって、人々を結びつけて貨幣共同体をつくる。その後、副次的に人々の興味・関心にもとづいたコミュニティ（テーマ・コミュニティ）ができ、個々人が地域社会を考えるきっかけとなりうる」ツールであるということができる。特に「その他の財」を基準にした地域通貨は貨幣と同様にゲセルシャフトである「貨幣共同体」をつくりだすことができるが、「その他の財」によって人々は直接的・間接的にコミュニティの活性化に貢献し、興味関心を高め、地域社会を意識するようになる。地域通貨は価格と、それ以外の価値も共有できる「統合型コミュニケーション・メディア」であり、貨幣共同体としての関係から、有機的な関係を生み出すツールとしての可能性がある。

現代における地域通貨の意味

松尾陽平

2014年に「地方創生本部」が発足し、2015年には「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定されたことから分かるように、個人主義が重視される現代社会において、「市場における交換」ばかりに力点を置くのではなく、「再分配」や「互酬」といった社会の平等性を保つ上で重要な面について見直す動きが活発化している。このような動きのある現代社会において地域通貨の持つ意味について、東北の被災地での地域通貨に関するヒアリング調査と先行研究のサーベイ調査から明らかにしていきたい。

第1章では、地域通貨に関する基本的な知識を整理し、簡単な分類を行った。日本における地域通貨はNHKのドキュメンタリー番組の「エンデの警鐘」で紹介され話題になり各地へと広がった。地域通貨に一般的に期待される役割は、地域経済の活性化と、相互扶助関係を促進することによるコミュニティの強化・再構築に大別できる。日本においては後者の役割に期待して地域通貨を発行するケースが多くみられるが、そのほとんどの取り組みが途中で終了してしまっている。そこで、現代において地域通貨を再考するためには、地域通貨についてその源流にさかのぼって見直す必要があると考えた。したがって続く第2章では、タイムダラーのモデルにもなった世界初の地域通貨ともいわれるロバート・オウエンの労働証券について、彼の唱えた思想と併せて考えていくことにした。

第2章では、オウエンの思想を彼の考案した労働証券と一緒に、現代における地域通貨との関係性の中で再考した。オウエンの考案した労働証券は、それが使用される範囲が限定的であり、その価値標準が全ての人間が等しく持つ労働時間に依存しているという点で、現代の地域通貨と共通する。またその意義は労働時間を尺度とすることで市場の交換における不平等な交換性を克服し、平等な協同社会を形成することであるとオウエンは考えたが、現代において労働証券を再考する場合は異なる意義を持つように考えられる。それは労働証券を使用することで「互酬」や「再分配」といった機能を果たすことができるという点にある。このことを限定された範囲において使用が認められるという共通点を持つ地域通貨にあてはめて考えると、地域通貨を使用することによって、同様に「互酬」や「再分配」といった役割を地域通貨が補助的に担うことになる。つまり、オウエンの提唱した労働証券とそれが中心となる協同思想は問

題を含んではいるものの、現代における地域通貨の意味を考える際に重要となる考え方であるといえる。

次に第3章では、経済人類学者のカール・ポランニーの統合の分類や二重の運動論などから現代における互酬の重要性へのアプローチを試みた。ポランニーによれば、人類がこれまで経験してきた経済的統合は家政、再分配、互酬、交換の4つに分類できるとした。その上で、市場システムを世界に拡大しようとする「経済的自由主義の原理」と、それに対抗する「社会防衛の原理」との「二重の運動」が近代社会において存在したとポランニーは主張した。この「二重の運動」は現代にも見て取ることでできるが、そのような状況では必要になるのが、互酬(共助)住民たちのボランティアなネットワークの形成である。東日本大震災でも見られたように、住民達自らによる「自助」や政府による「公助」だけではなく、地域通貨が発行されたことによって形成された「共助のネットワーク」は大きな意味を持ったといえる。

また第4章では、そのような東北の被災地における地域通貨をヒアリング調査の結果から、現地で発行された地域通貨は現代において大きな役割を持つことが分かった。震災後に発行された地域通貨はその取り組みが終了してしまっても、その通貨が形成した「共助」のネットワークは失われていなかったからである。また、「リアス」の例では、「リアス」が実際に宮古市の経済を活性化させたわけではないが、非常に重要な役割を担っていた。つまり「互酬」を基本としながらも、「再分配」や時には「市場における交換」の機能をも果たす多面的な性格を有するネットワークを形成していたのである。

つまり、現代において、地域通貨は地域通貨それ自体が画期的な効果をもち、社会的にもまた経済的にも社会にとって改善をもたらすものではなく、労働証券でも現代の地域通貨でもみられるように、独自の基準や評価に基づき、「互酬」や「再分配」あるいは「市場における交換」という多面的な性格を持つ。それによって金銭的利益が目くらみ、個人主義が重視される現代社会において、市場経済システムや非常事態に立ち向かう際の、共同体や人々のネットワークを形成できるという点で大きな意味を持つということが本論文をとおして議論できた。

介護保険制度は持続可能か ―制度崩壊の瀬戸際で―

荒井麗那

介護保険制度施行から15年が経過し、介護に関する文献や資料を調べる中で様々な意見が存在し、制度も複雑化しているように感じた。そこで当論文においては課題を整理し、介護保険制度維持のために何が必要かを検証していくことを研究の目的として、介護保険・制度に関する研究者の著書、論文・雑誌資料、厚生労働省の発表資料等を中心に文献サーベイ研究を行った。

第1章では介護保険制度施行からの15年を振り返った。これまで介護保険料が3年に1度改定される以外にも制度の改革が度々あった。その中でも大規模な改革である「介護予防」「地域包括ケア」「総合事業」の概念を紹介や背景を述べている。介護保険導入以前の措置制度とは異なり、様々な事業者が介護保険制度に参入し人々に介護サービスを提供するようになったことは評価できるとした。ただ、介護保険導入時には218万人であった要支援・要介護者数が2015年には600万人を超え、15年で費用も増加の一途をたどっている。この原因を第2章以降で考えるようにした。

第2章では介護保険制度を考える上で重要だと考えられる「準市場」の考え方を先行研究として紹介した。日本は従来、家族のケア・介護の責任と供給の比重が非常に高い「家族主義的」な福祉国家とみなされてきたが、介護保険法の成立・施行は、高齢者介護に関する公的責任とサービス供給を格段に増やした。介護保険制度を契機に、介護のサービスとしての供給と利用の仕組みが整えられ、「社会サービスとしてのケア」普及も進んできた。

準市場は自由市場とは異なり、例えば自由市場の要件である「価格競争の自由」がここでは禁止され、また「参入撤退の自由」については一般的には認められてはいるが、介護保険独自の指定要件が設けられていることなど制約・制限が設けられている。介護市場は自由市場に課せられている一般的な市場規制に加えて自由市場の要件をなす自由についても重要な規制が加えられていることから、まさに準市場と言える。この準市場化により、介護サービスの供給・給付体制の変化が起きた。具体的にはあらゆる事業者、特に営利企業が参入し多様な選択肢を利用者に与えた事である。ただ2007年のコムスン問題に代表されるように、営利企業の介護市場参入は良い点ばかりではない事も強く認識しておくべきである。ここにおいて準市場化、そのものだけで

なくより多くの課題が現行の介護保険制度にはあると考え、第3章でまとめることとした。

第3章では介護保険に関するあらゆる問題を複数のグループに分けて整理を行った。1点目として、介護度の軽度化などを目的とした介護予防事業が全く効果を出していない事を指摘した。介護予防事業が始まって10年間で費用をかけたものの、要介護者数は増え続け、介護予防の意味をなしていないとした。また毎回上昇し続ける介護保険料を抑えるため、国庫負担の割合を増やせばいいのではないかという考えに対して、国庫負担を増やすことは当座の保険料抑制になっても、今後国の財政抑制の影響が効いてきて給付水準（介護報酬など）の抑制に直結するおそれが大きい事から現実的な案ではないとした。

さらにこの15年で法律の条文が増え、たくさんのマニュアルやガイドラインがつくられた。市町村の実情に合わなかったり、その業務処理能力を越えたりするような改正もあったように見受けられ、制度がやたらと煩雑化してしまい介護現場や利用者の立場に立っていないのではとも考えた。

そして介護サービスの担い手である社会福祉法人の特殊性や内部留保の問題にも言及し、制度改革が必要になると述べた。

第4章ではこれまで考察してきた課題に加えて、介護保険制度の維持、特に財政問題に対して少子高齢化による日本の成長の限界を述べた。この介護保険制度に関して専門家によって多くの解決案や提言が行われてきているにも関わらず、破綻が目に見えている。そこで現状では当然とされている制度を大幅に変革していく事が重要と考え、結論として政策提案を3点掲げている。

1点目は、社会福祉法人の在り方を問い、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化に加えて法人税や固定資産税への課税の検討も含めて提案した。2点目は自己負担上限金額を引き下げるか撤廃することである。要支援や要介護1・2といった比較的軽度の要介護度で、限度額を超えて介護保険を利用する人々の割合が極端に少ない所では現状より4,5割限度額を抑えることも可能ではないかと考えた。3点目は民間介護保険制度の拡大の推進である。実際には支給条件は要介護4・5以上といった制約を設けている保険会社が多く、今後の市場拡大においてはまだ課題があるとした。こうした改革を行わなければ、確実に現在の介護保険制度は近々崩壊すると危機感を感じている。

地方鉄道のあり方と神戸電鉄粟生線の維持可能性

寺田然有

序章

近年、多くの地方鉄道が赤字を理由として廃線に追い込まれている。赤字を理由に廃線の危機に立たされている鉄道のひとつに神戸電鉄粟生線という鉄道がある。粟生線は少子高齢化などによる利用者減少を理由として近年毎年 10 億円以上赤字を計上し、その存廃についての議論が行われている。この論文では粟生線をはじめとした採算の取れない地方鉄道は存続させる意義があるのか、廃止しても良いのか、また存続させるとすればどのような方法で誰が負担を行うことで維持存続が可能であるのかを検討する。

この論文は先行研究と関連資料を研究、考察する文献研究である。鉄道の特徴や日本における地方鉄道の現状を整理し、ヨーロッパでの鉄道のあり方や維持方法から、今後の地方鉄道のあり方や維持方法を検討することと粟生線の維持可能性について検討すること、そして粟生線の課題を明らかにすることを目的とした論文である。

第 1 章

鉄道の特徴と歴史、そして現状を述べる。鉄道は日本の経済発展を大きく支えた乗り物であったが、近年モータリゼーションや少子高齢化の影響により利用者が大きく減少している。また、地方鉄道はそれが大きく影響し、危機的状況に陥っている。そして、2000 年の鉄道事業法改正や需給調整規制といった規制緩和が鉄道の廃止を大きく進行させた。ここには、交通機関では鉄道のみが自身の交通インフラを維持整備しているため、他の交通機関とイコールフィッティングではないという問題も存在している。

鉄道という公共交通機関は廃止にすると沿線地域に大きな影響をもたらすため、赤字だからといって簡単に廃止していいとはいえない。そもそも、現在の内部補助により赤字の鉄道を維持するという独立採算制という制度に限界が来ており、民間事業者の問題として片づけられるものではなくなっているのだ。

第 2 章

交通政策や公共交通に関する費用負担について述べる。政府は交通市場において、

さまざまな種類で発生する「市場の失敗」に対処する必要がある。地方鉄道は利用者負担や内部補助により維持を行うことが非常に難しくなっていて、受益者負担を行うことも難しい。鉄道による便益を享受している受益者がその対価を支払っていない問題は、ただ乗りと呼ばれ、これも「市場の失敗」である。このような問題に対処するのが政府の役割であり、政府が補助金や助成金などにより費用を負担すべきであるという理論的根拠となっている。

第3章

日本と同じように鉄道を中心として交通政策を展開してきたヨーロッパの交通、鉄道に関する考え方について述べる。ヨーロッパでは日本よりも鉄道の衰退が早くから現れたため、社会サービスとしての位置付けがなされ、良質な整備・運行サービスが公的に確保された。また、公共交通とは収益を上げるためのものではなく、国や地方自治体が公費を支払って、利用者により良いサービスを提供するものであるという考え方が根付いているのだ。スウェーデンをはじめとしてヨーロッパで行われている上下分離方式は、この考え方を基に鉄道を必要不可欠な社会サービスと位置付け、整備を行うことで良質な交通サービスを維持してきた。また、オープンアクセスにより競争が生まれ、効率的で活力ある鉄道事業運営体制の構築が進んだことも有効であった。日本で鉄道の衰退が進んでいる今、日本よりも先に鉄道の衰退が進んだヨーロッパが上下分離によって再生を図りつつあるところ、また、公共交通を公的に支援し、住民の足を確保していく姿勢は参考にすべきなのではないだろうか。

第4章

交通政策基本法と日本における上下分離について述べる。交通政策基本法には、人間らしい生活を支える交通サービスの提供が第一であり、国は国民が日常生活および社会生活を営むにあたって必要不可欠な交通手段を確保するということが明記されており、これは第3章で述べたヨーロッパの交通に関する考え方に近いものがあり、地方交通や地方鉄道のあり方や維持方法を見直すきっかけとなることが期待されている。

また、千葉都市モノレールの事例を参考に神戸電鉄粟生線は上下分離方式の導入により維持可能かの検討を行った。

終章

日本では鉄道は単体で採算が合うものであるという常識が作られているが、独立採算制による地方鉄道の経営は限界を迎えている。鉄道市場ではさまざまな「市場の失敗」が起こりやすいので、それに対処するために政府による公的な支援が必要である。また、ヨーロッパ諸国のように、鉄道をはじめとする交通機関は水道や電気と同じ社会インフラであるから公的に維持整備していくという姿勢が日本には必要なのではないかと感じる。鉄道の維持方策の一つとして、近年日本で増加しているのがヨーロッパで主流となっている鉄道の上下分離である。上下分離方式にもさまざまな形態があるが、地方自治体が鉄道会社の経営実態を踏まえた上で適切に選択していく必要がある。

神戸電鉄栗生線もまた、独立採算制による経営は限界を迎えているが、輸送規模が非常に大きく、交通弱者も多く利用していて、沿線地域に多くの社会的便益をもたらしているので維持していく必要のある鉄道である。上下分離方式の導入により鉄道の維持は可能であると明らかになったので、栗生線が廃止となる前に、地方自治体と住民と鉄道事業者が当事者意識を持って、真剣に議論を行い、上下分離方式の導入などの維持方策について話し合うことが必要である。鉄道事業者と地方自治体と地域住民が鉄道の存廃問題の当事者として、住民の足である鉄道のことを真剣に考えて、地域の交通問題に対処すべき時代が来ている。

序章

まずは、この論文で扱う内容と「高速道路」という語について整理している。
そのあとで、今回参考にした先行研究を紹介している。

第 1 章 高速道路の歴史

まずは、これまで高速道路がどのように建設されてきたのか整理する。

初めて開通した高速道路である名神高速道路から、高速道路建設の指針となってきた全国総合開発計画、また、道路四公団民営化についても触れ、民営化以後についても簡単に整理する。

また、有料道路の料金徴収に関しても紹介する。

第 2 章 高速道路 IC の有無による効果の検証

まず、今回分析する都道府県を選定する。

ここでは、人口、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、商業年間商品販売額、市町村民経済計算・総生産の 6 項目について、第 2 章で選定した都道府県の市町村ごとに、近年の増加率を算出する。

それに基づいて、まずは、「IC あり市町村」と「IC なし市町村」に分けて、それぞれの増加率の平均を比較する。

次に、「IC あり市町村」と「IC なし市町村」で各市町村の増加率がどのような分布を示したのかグラフで表した。

そして、線形判別分析を用いて、IC の有無を市町村ごとに判別した。

初めに、上記の 6 項目すべてを用いて、判別分析を行った。

次に、事業所数と従業者数、製造品出荷額等・商業年間商品販売額と市町村民経済計算・総生産の組み合わせは、それぞれ似たような説明をしている説明変数と考えられることから、上記の組み合わせのどちらか一方を用いて、再び判別分析を行った。

最後に、判別分析の結果を受けて、各都道府県の市町村ごとにどのような傾向がみられたのか整理していく。

第3章 ICの有無による効果の考察

第3章の分析結果を受けて、さらに追加で調べたことを述べていく。

まずは、製造品出荷額等の増加率平均において、「ICあり市町村」よりも「ICなし市町村」の方が大きく増加していた大分県について調べた。ここで大きく影響を受けていたのは、大分県中津市に移転してきたダイハツ九州株式会社であることが分かった。

次に、すべての判別結果で誤判別となった「ICあり市町村」と同じくすべての判別結果で誤判別となった「ICなし市町村」に分けて、それぞれの増加率平均を算出した。

さらに、すべての判別結果で誤判別となった「ICなし市町村」の中から、山形県三川町と鳥取県日吉津村について調べ、どのような傾向がみられるか整理した。

最後に、すべての判別結果で誤判別となった「ICあり市町村」と同じくすべての判別結果で誤判別となった「ICなし市町村」がどのようなところに位置しているのか、地図上で示した。

これらを受けて、最後に自分の考えをまとめている。

結びにかえて

最後に、この論文でやり残したことを述べている。

フェアトレードに現状と課題

保田奏美

現代の大量生産・大量消費社会の中で、私たちは目に見えやすい物質的な豊かさを追い求めてきた。その結果として、発展途上国の生産者たちは生産物を安く買いたたかれ、先進国でそれらを消費する私たちは安価にモノを手に入れることができるようになったのである。しかし、「安い」ことは本当に良いことなのだろうか。私は、フェアトレードはこの問いへの一つの答えとなると考える。本稿では、BOP ビジネスの中でも特にフェアトレードについてその活動が“フェア”な貿易を実現できているのか、真に“フェア”な貿易を実現するためにはどのような条件が揃っている必要があるかについて検討する。また、これからのフェアトレードにはこうした条件を満たすことを前提として、その上で何が必要であるかを考える。

1960年代にヨーロッパで本格的な運動が始まったフェアトレードは、その基準として経済的基準、社会的基準、環境的基準を定め、各地域の物価や経済状況を考慮してフェアトレード財団が取引価格等の設定を行っている。フェアトレードの市場規模や認証生産者は着実に増え続けており、取り扱う商品も衣料品から始まり、現在の主要商品であるコーヒーやカカオなどの食料品など様々な分野に広がった。

しかし、フェアトレードは消費者からも手を出しやすいビジネスであるが故に、実際には公平な貿易が実現していないにも関わらずフェアトレードをしているという虚偽の表示が容易にできてしまう、また、フェア・トレード商品の価格が高い、といった問題点も存在する。

また、生産サイドで起きる搾取の裏側では、アグリビジネスが大きな影響を及ぼしていることが分かった。特にフィリピンでは土地問題が根強く、1988年 CARP 法に基づいた農地改革が進められたが、依然として多国籍企業によるランドランピング、つまり土地の収奪が横行する。

こうしたフェアトレードの問題点を踏まえ、フェアトレードが真に“フェア”を実現できない内的要因の改善には、透明性、安全性と信頼性、価格と品質のバランスという3つの条件が必要である。

また、フェアトレードは近年その活動の場を広げてはいるものの、日本ではあまり浸透していないのが現実である。これを、これからの日本でのフェアトレードの浸透・

発展のために、フェアトレード先進国であるイギリスと日本をその歩みや実績、フェアトレード浸透につながった文化的・宗教的背景や価格設定の妥当性から考察した。

フェアトレードは、これからの国際社会の中でビジネスとしても貧困の打開策としても更に重要な位置を占めていくと考えられ、その市場規模をさらに広げていける可能性を持っている。しかしそのためには、生産者サイドで透明性、安全性と信頼性、価格と品質のバランスといった条件が満たされているだけでなく、受け皿である消費者サイドでも消費者の消費に対する倫理的意識の向上や非フェアトレード商品との価格差を縮める努力が必要である。

生産者の生活向上に確実に資するフェアトレードの形とは、現時点では、小規模な企業やNGOと農村・農家との直接取引である。現地の生産者組合は、地域・コミュニティとしての組織ではなく、「商売」を目的とし、同じ目的を持った農民が集まって組織するべきである。途上国において、こうした営農組合を組織するには、①安定供給の確保、②付加価値の向上、③品質の向上という3つの条件が揃う必要がある。こうした3つの条件を実現するためには、NGOやNPOと協力し、農民への教育や啓発、農地の確保を行っていくことが重要なのである。

そして、今後の日本におけるフェアトレードの発展に必要なものとは、フェアトレードへの正しい理解と品質に見合った価格設定である。フェアトレードは支援ではない。フェアトレードは、発展途上国の生産者の生活向上を目的の一つとしているものではあるが、これが目的の全てではないのである。「安く買ったたかかっている発展途上国の生産者の生產品に対し、品質に見合う対価をきちんと支払うこと」が本来のフェアトレードの目的である。フェアトレードの正しい認識を持って、消費者に「良いことだから割高だがお金を払う」、ではなく「品質・価格共に気に入った商品がたまたまフェアトレード製品だった」、「同じような価格・品質であるならフェアトレード製品を買おう」という意識を喚起させることが重要である。最終的に私たちが目指すフェアトレードの成功とは、「フェアトレード」という活動がなくなること、つまり、フェアな貿易が当たり前となることだ。

市民参加型都市再生プログラム「社会都市(Soziale Stadt)」について

木村周平

日本と同じく高齢化社会を迎えようとしており、若者教育や失業者対策、市街地活性化、地域環境保全問題等を抱えているドイツでは、都市政策の領域において、深刻な問題を抱えている都市内部の地区を選出し、市民主体によって解決を図る制度、「社会都市 (Soziale Stadt)」プログラムが 1999 年より施行された。第一章ではこの「社会都市」プログラムについて成立経緯を詳しく述べている。

このプログラムは、住民主体をエンパワメントしていくこと、従来のドイツ都市政策が建物の改修などの質的補充を対象にしていたのに対して、それに加えて都地域経済活性化や雇用創出などの経済の側面、教育や市民間のコミュニティ創出といった社会の側面、公園緑化やごみ処理などの環境の側面といった多方面の側面の都市内部の諸問題を統合的に解決していく、都市内部における社会的分極化が起きやすく社会から孤立しやすい地区に対してコミュニティを形成して対応するなどの特徴を備えている。

ドイツは、とりわけ日本と違い、移民を多く受け入れてきた国であり、その移民をどう社会に統合するのも大きな問題とされている。ドイツでは「移民の背景をもった人々」と呼ばれる人口層が 2014 年現在、全人口の 20%以上を占めている。第 2 章では、ドイツが 1960 年代に外国人労働者としてドイツにやってきたガストアルバイターの他にも多様な移民を受け入れてきた歴史を振り返るとともに、移民政策をめぐる、ドイツ社会と交わらない「平行社会」が出現してしまったことや、国内で対応が揺れ動いていたが、2000 年代に入り、「統合コース」や、国籍法の改正を機に「移民国家」への道を歩み始めたドイツについて述べている。同時に、セキュリティと移民の議論や、ザラツィン紛争に代表されるように国内で移民統合をめぐるのは、激しい議論が交わされてきた経緯を振り返る。

第三章では、先に述べた社会都市の制度的特徴の他、実施地区が、インナーシティと呼ばれる老朽住工密集地区や、旧東ドイツの高層集合住宅地区に多く見られる点、プログラムの成功の鍵を握る存在であるのがコミュニティマネージャーである点、地域団体、自治体の代表がその担い手になっていることを明らかにした。また EU のよく似た都市政策である「URBAN プログラム」からも支援を受けることで社会都市プログラムと組み合わせて地区マネジメントが行われていることにも触れている。

第4章では、ドイツの首都であり、多くの人口を抱え、「移民の背景をもつ人々」の人口に対する割合が高いベルリンに焦点を当て、ベルリン内において、旧東地域では、東ドイツ時代の高層住宅地周辺地域、旧西地域では外国人が多く居住してきた地域の多くで都市問題が発生している経緯を説明した。

また、ベルリンにおいては「地区基金」と呼ばれる地区住民が話し合いによって予算配分を決定できる権利を持つ基金が存在し、それによって地区改善プロジェクト推進に市民が直接関わることでできる機会をもったことで、プログラムへの参加推進がなされた。そして「地区基金」の用途を考えるための機関である「地区議会」が地区ごとに定期的に催され、問題の横断的解決、地区内の人的リソースの活用が図られている。

そして章の最後ではベルリン内でマネジメントの成功を収めた例を二つ紹介している。一つは前述した「地区基金」を活用し、地区内の商店街を中心に活性化を進めていった **Boxhagener** 地区、もう一つは、地区内のレジャー施設やコミュニティ施設の拡充、移民統合を押し進めた **Sparrplatz** 地区である。

最後に結論として、移民統合を巡ってはドイツ国内で議論が多く重ねられてきたが、国内では既に多くの受け入れが進んでおり、移民統合は市民が日々の生活で直面せざるをおえない状況になっている。その上で「社会都市」プログラムは、今後地区内諸問題を解決していくと同時に、「平行社会」を解消し、移民やその背景をもつ人々と地域住民の間で対話を生む機会を提供しうる、有効な政策だと考えることができる。日本においても地域活性化への示唆を与えてくれる政策ではないだろうか考える。

日本における母子世帯の貧困問題と課題

王春艷

本論文は、母子世帯の貧困が深刻な社会問題となっており、その子どもに悪影響を与える可能性が高いという問題について取り扱ったものである。子どもに対する悪影響についての具体的内容としては、まず、母子世帯の貧困によって、子どもの学力に格差が生じる可能性があり、また、経済的困難は子どもに対する虐待問題にもつながる可能性がある。そして、昨今しばしば取り上げられるようになってきた問題として「貧困の世代連鎖」という悪影響がある。さらに、子どもにとって貧困問題の影響は成長した後の所得や健康などに長期的な影響を及ぼすことも指摘することができる。以上から、母子世帯の貧困問題は早急に取り組むべき重要な課題であると考えられる。

近年、少子化により、子どものいる世帯は総数として減少しているが、ひとり親と未婚の子のみの世帯が増加していることから、母子世帯比率が増加していることが読み取れる。一方で、母子家庭の年間収入は他の世帯（全世帯、児童のいる世帯）より低い。理由としては、母子家庭の母親が働かない、また、非勤労収入が多いからというのではなく、非正規雇用であることが多いからということが挙げられる。それでは、母子家庭の母親が正社員就業をすれば貧困問題は改善するのであろうか。

このことについて、永瀬（2003）は「就業構造基本調査 1997」の個票データを用いて分析している。永瀬（2003）は、母子家庭の母親は未婚女性より正社員就業率が低いものの、同じ小さい子どもを持つ既婚女性より高いことを明らかにした上で、女性全体と比べた場合、母子家庭の母親の正社員就業率は低いということを指摘している。

周（2012）は、多くの母子家庭の母親はそもそも正社員就業を希望しないという事実を述べ、その要因は、①「資格・能力不足」②「育児制約」③「非勤労収入」の3つであると述べている。

これら先行研究の分析結果を踏まえると、母子家庭の母親は、様々な制限のために正社員就業に就くことが決して容易ではないと筆者は考える。そして、彼女らは自らの状況を考慮した上で、社会保険料の負担を回避し、児童扶養手当を受給する条件を満たすために、自ら非正規雇用を選択して所得を一定額に抑えるように就労しているのではないかとの仮説を筆者は立てた。

このような問題意識の下、最初に、日本の母子家庭の貧困問題を改善することに對

して現行政策が持つ効果を検証する。次に、母子家庭の母親の就業形態による可処分所得と、可処分所得に社会保障給付金を加えて保育料を差し引いた金額の比較を行う。

本稿の構成としては、第1章で、厚生労働省が公表したデータによって以下のような結論が導かれることを示す。その結論とは、母子家庭の母親は就業率が高いものの、年間所得は他の世帯よりかなり低く、その所得構成の割合の7割は就労収入、2割弱が年金以外の社会保障給付金、そして、養育費の割合は1割に満たないという結果から、母子家庭の貧困問題の主な要因は、母子家庭の母親の低賃金、養育費の不足、社会保障給付金の不十分さにあるという3つ要因があるというものである。

第2章では、日本の母子家庭政策によって展開されている現行制度の内容についてまとめ、母子家庭の貧困問題を解消することにどの程度効果をあげているのかを検証するため①各事業の利用件数、②就職件数、③常勤比率、④貧困率の推移、⑤年間収入の変化を検証指標として取り上げる。第1章において判明したことは、母子家庭が貧困問題に陥る最大の要因は非正規雇用による低賃金であるということである。加えて、第二章では、各支援事業はその利用率が低い等、2002年の政策転換によって有効な効果が得られたとはいえない。母子世帯の貧困問題は解消していないとかがえられる。他方、正社員就業が増えない原因として働く母親の合理的な選択も一面にあるという点も指摘することができる。つまり、上でも述べたように、母子家庭の母親は、社会保険料を負担することを回避するため、そして、児童扶養手当を受給する条件を満たすために、自らの就労形態として非正規雇用を選択し、所得を一定額に抑えるような形で就労している可能性が考えられる。

第3章では、この仮説を明らかにするため、まず、年間所得と保険料負担、児童扶養手当の受給条件との関係を分析する。次に、就労形態による可処分所得とその就労形態に就くまでの年収との比較を行う。非正規雇用である母子世帯の可処分所得減少の程度は、正社員就業の可処分所得の減少の程度よりかなり少ないことが分かる。そして最後に、可処分所得に社会保障給付金（児童扶養手当）を加えて、保育料を差し引いた金額の比較を行う。この比較によって、非正規雇用の母子家庭は、税、社会保険料の免除、また、児童扶養手当を加算して保育料を引くと、残る金額は自分の年間収入よりも多くなることが分かった。同時に、正社員就業の母子家庭においては、残る金額はもともとの年間収入よりかなり少なくなることも明らかとなった。

今後の課題としては、以下のような点が挙げられる。まず第一点目に、本稿は「全

国母子世帯等調査」における母子家庭の平均年間収入を用いて可処分所得の試算を行ったが、データ上の制約があり、すべての母子家庭に当該する結論ではない可能性が高い。母子家庭に対する、より厳密な研究を行うために、アンケート調査を行う必要があると考えられる。また、本論文は日本の母子家庭についてのみ貧困問題を検討しており、他国、特に先進国における母子家庭の貧困問題については検討していない。今後は、海外事例との比較研究により、日本の母子家庭の貧困問題に対する施策についての示唆を得ることができるかもしれないと考える。

在留管理制度と市民性教育の現状 ～在留外国人に何を提供するか～

榎本佳代子

団塊世代の退職による労働力の減少と 2020 年に開催される東京オリンピックを控え、外国人労働者がこれまで以上増加することが予測される一方で、外国人労働者を受け入れる体制が整っていないことが指摘されている。その中の 1 つが外国人労働者やその家族に対する教育支援である。これまで行われてきた外国人教育支援に関する先行研究では、外国人児童生徒に必要とされる支援や課題が提示されてきた一方で、それらの支援を日本政府及び地方公共団体が行う根拠が不足していた。また、現在行われている支援の課題に注目するあまり、それらの支援が行われている経緯や運営体制における課題については、注目されてこなかった。

外国人労働者の受け入れに当たっては、日本人の仕事が外国人労働者に奪われてしまうのではないかと、という日本人の失業の危険性を危惧した意見も聞かれる。

Friedberg and Hunt(1995)は、外国人労働者によって労働力が10%増加する毎に、国民の給与が1%減少すると述べている。また、Bru \square cker and Jahn(2010)によれば、ドイツの労働力が移民によって1%増加することで、0.1%未満の失業率減少が見られると述べている。

外国人労働者受け入れで予想されるリスクは失業率の増加や給与の低下だけではない。外国人労働者及びその家族への支援に関する研究は、在留外国人だけでなく、地方自治体、彼らを支援する団体や機関の職員にヒアリング調査を行い、外国人労働者及びその家族の生活の現状、日本や地方自治体が抱える課題を明らかにしたものが多い。しかし、これらの研究は、問題の歴史的背景や問題解決を行う責任の所在とその根拠といった全体的な問題や、支援方針そのものに着目してこなかった。

宮島(2014)は、外国人の子どもの教育保障に必要なものとして、言語や基礎学力、受け入れコミュニティの異文化理解と尊重、アイデンティティや家族とのつながりを目的とする母語・母文化の維持の必要性を挙げている。しかし、親の都合で来日した外国人の子どものアイデンティティに関わる母文化、母語教育を学校教育が担う必要があるのかという根拠が明らかにされていない。

江原は、日本を出入国する日本人と外国人、そして教育の位置づけについて、明治時代以降の時系列に沿って整理した。その結果、日本が目指す国家のあり方と教育との密接な関係性を明確にしている。その一方で、江原は現在の日本の外国人教育問題

との関連性を検討することなく、現在抱える外国人支援の解決策を日本政府による包括的政策に求めている。

このように外国人への支援に関する研究の多くは、在留外国人や彼らに対する支援の現状と課題を挙げることで今後必要な支援が必要を導き出すものの、「誰がなぜこのサービスを提供しなければならないのか」という視点が欠けており、在留外国人に対する包括的政策の不在と移民政策が入管政策に終始しているという結論でまとめられてしまう。

本論文では国内外における日本の教育政策と教育のあり方の歴史をたどり、外国人教育支援との関連を整理し、各機関の役割を見直すことで「誰がなぜこの支援を行う必要があるのか」という視点から外国人教育支援における課題を掘り起こす。

本論文は4章から成り立つ。第1章では、日本が明治時代以降にどのような経緯で外国人を受け入れてきたのか、日本人がどのような経緯で海外へ渡航したのかを整理し、移民の歴史と現在の外国人労働者受け入れとのつながりを見ていく。

第2章では日本の新しい在留管理制度を取り上げる。非熟練労働を行うことができる在留資格を整理し、外国人非熟練労働者の受け入れ体制の概要を把握する。

第3章では、殖民教育や海外へ移住した日本人の教育を振り返り、「外国人」として教育を受ける海外の日本人に対する教育支援を整理することで、第4章の日本における外国人教育支援へと繋げる。

第4章では、市民性教育を含めた外国人教育支援を取り上げる。現代の日本における教育の位置付けを再確認し、1章から3章まで見てきた日本における外国人教育支援のあり方と実際に行われている教育支援を比較し、外国人支援における課題を明らかにする。

今回のヒアリング調査では、支援を受ける在留外国人側に対してヒアリングを行うことができなかった。また、本文ではドイツやイギリスといった移民先進国であるヨーロッパにおける外国人教育支援が抱える課題に触れることができなかったことから、日本における在留外国人に対する市民性教育の可能性と合わせて、今後の研究課題としたい。さらに、日本の外国人支援方針は生活保護を含めた社会保障や障がい者支援にも共通しているのではないかと、という印象を受けたため、こちらも今後の研究課題としたい。